

お知らせ



総務グループ

光ファイバー工事に ついて

町内全域におきまして6月から、広野町地域情報通信基盤整備工事（光ファイバー網を広野町で整備し通信事業者に運営を委託することで町内全域で高速インターネット環境が整うものです。以下光ファイバー工事と略します）が開始されました。

実際のケーブル設置は8月末以降になりますが、現在準備をすすめているところです。

光ファイバー工事については、ほとんどの区間で従来からある電柱に広野町の光ファイバーケーブルを設置する方法になります。そのため、電柱がある土地の所有者の方々に設置の同意をいただく必要がありますが、本工事の施工業者（協力業者含む）が7月下旬より土地所有者の方々に訪問して同意書に

押印またはサインをお願いすることになります。

本工事の趣旨をご理解の上で協力をお願いします。

*業者は腕章をつけたうえで、所有者の方へ同意書の趣旨の説明および記入、押印（サイン）のみをお願いします。それ以外の不審なことがありますら、施工業者または広野町総務グループへ一報ください。

- 連絡先
 - 施工業者
 - 広野町
- NTT東日本現場事務所
〒271-0162
総務課総務グループ
〒271-4162

町民保健グループ

後期高齢者医療制度の新しい保険料率が決まりました

●平成22・23年度の保険料率

	これまでの保険料率 (平成20・21年度)	新しい保険料率 (平成22・23年度)	増減
均等割額	40,000円	40,000円	据え置き
所得割額	7.45%	7.60%	+0.15%

軽減措置

これまでと同様の軽減措置を継続します。

- 所得の低い方
 - 均等割額……
 - 所得に依りて9割、8・5割、5割、2割軽減
 - 所得割額……
 - 賦課のもととなる所得（平成21年の所得-33万円）が58万円以下の方は5割軽減
 - 被用者保険の被扶養者だった方
 - 均等割額……9割軽減
 - 所得割額……賦課しない
- 詳しくは、8月中旬にお送りする「後期高齢者医療保険料率決定通知書」等をご覧ください。

税務グループ

国民健康保険税について

国民健康保険税は、国民健康保険制度を支える大切な財源です。病気やけがの治療にかかる医療費は、病院等の窓口で支払う自己負担分、国・県などの補助金、そして国民健康保険税でまかなわれており、毎年4月から3月分までを年間の保険税として計算します。

年間の保険税は、世帯内の国民健康保険に加入している被保険者それぞれの所得割・資産割・均等割を計算し、平等割を加えた額になります。

国保税率は平成22年4月1日から下表のとおり変更になりますが、

モデルケースでの場合は1世帯当たり13,300円の負担増となりますので、ご理解ください。

税務グループ
〒271-4160

平成22年度の広野町国民健康保険税《モデルケース》

- 45歳、40歳の夫婦、子ども2人の4人家族
- 夫婦の基準所得が150万円
- 固定資産税額5万円

平成22年度国保税① 351,200円
平成21年度国保税② 337,900円
①-②= 13,300円

年度	項目	所得割	資産割	均等割	平等割	算出税額	国保税額	
H 22	医療	7.12%	14.47%	26,600	21,400	241,835	241,800	
			106,800	7,235	106,400			21,400
	支援	1.82%	3.69%	6,800	5,500	61,845	61,800	
			27,300	1,845	27,200			5,500
	小計			134,100	9,080	133,600	26,900	303,680
介護(40歳以上)	1.64%	3.70%	8,300	4,600	47,650	47,600		
		24,600	1,850	16,600			4,600	
	合計					351,330	351,200	①
H 21	医療	6.68%	14.21%	26,200	21,200	233,305	233,300	
			100,200	7,105	104,800			21,200
	支援	1.71%	3.64%	6,700	5,400	59,670	59,600	
			25,650	1,820	26,800			5,400
	小計			125,850	8,925	131,600	26,600	292,975
介護(40歳以上)	1.50%	3.61%	8,100	4,500	45,005	45,000		
		22,500	1,805	16,200			4,500	
	合計					337,980	337,900	②

国民健康保険税は納期内に納め、早期受診・治療、適正受診に努めましょう！

福祉環境グループ

児童デイサービス施設が開所しました

このほど富岡町の福島県福祉事業協会は、当町に児童デイサービス施設「のびっくらんど広野」を7月1日に開所いたしました。

児童デイサービスは、障がい者自立支援法による自立支援サービスの一つで、日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行う施設です。

サービスを利用する場合は、町に申請し、障がい福祉サービス受給者証の発行が必要となります。

福祉環境グループ

【のびっくらんど広野】
上北迫字岩沢29-18
☎27-3450
までご連絡ください。

- 個別指導サービス
 - 言葉の訓練サービス
- なお、のびっくらんど広野が行うサービスメニューは、次のとおりです。
- 集団指導サービス
集団生活や関わり方などを学びます。
- 言葉の訓練サービス
言語聴覚士による言葉の訓練を行います。

行います。

● 相談サービス
医師、言語聴覚士および臨床心理士により相談に対応します。



平成22年8月1日から 父子家庭の皆さまにも 児童扶養手当が支給されます！

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。受給するためには広野町へ申請（認定請求）が必要です。お住まいの市町村にお早めにお問い合わせの上、平成22年11月30日までに忘れずに手続きしてください。（11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります）

● 児童扶養手当とは？
父母の離婚などで、父または母

と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

● 父子家庭の支給要件は？
次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

● 手当額（月額）は？
受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。

- 児童1人の場合
全部支給：41,720円
一部支給：9,850円～41,710円
- 児童2人以上の加算額
2人目：5,000円
3人目以降につき：3,000円

● 父子家庭の方が受給するためには？
児童扶養手当を受給するには、広野町への申請が必要です。申請の時期についての取り扱いは以下の通りです。

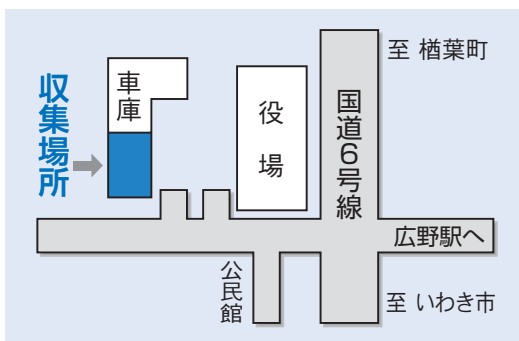
● 平成22年11月30日までに申請したと、次の取り扱いとなります。

8月16日の盆送り供物などの回収について

今年も町内の河川と海岸の環境を守り、町をきれいにするために盆送りの供物などをお預かりいたしますので、お知らせいたします。

なお、お預かり場所（下記）には供物台を設け焼香が出来るよう準備しております。

- 期 日 8月16日（月） 午前6時～午前9時まで
- 場 所 広野町役場「公用車駐車場」



■お問い合わせ 福祉環境グループ ☎27-2115

● 申請手続きに必要なものは？
申請に当たっては、受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や住民票が必要です。詳しくは、左記までお問い合わせください。

● 町民課福祉環境グループ
☎27-2115

